枚方市条例第　５　号

枚方市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例

枚方市人権尊重のまちづくり条例（平成16年枚方市条例第１号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第１項中「すべて」を「全て」に改め、第３項中「差別をなくし」を「人権侵害を許さず」に改め、第４項中「性別」の次に「、性的指向、性自認」を、「障害」の次に「、疾病」を加え、「ことも事実である」を削り、第６項を第７項とし、第５項中「人権尊重の機運が国際的に高まる中で、私たち」を「私たちは、人権意識の醸成に努め、」に、「、男女が共同して参画できるまちを築いていくことが、今こそ必要とされている」を「を築いていかなければならない」に改め、同項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

それらが複合的に絡み合うことにより、被害がさらに深刻なものになるとともに、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

第１条中「の責務」を「及び事業者の責務並びに市民の役割」に、「高揚」を「醸成」に、「）を」を「）の推進に必要な事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に」に、「すべて」を「全て」に改める。

第２条第１項中「積極的」を「総合的かつ計画的」に改め、同条第２項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第３条を第７条とし、第２条の次に次の４条を加える。

（事業者の責務）

第３条　事業者は、人権尊重の視点に立って事業活動を行うとともに、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めなければならない。

（市民の役割）

第４条　市民は、互いの人権を尊重するとともに、自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（人権侵害行為の禁止）

第５条　何人も差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害その他あらゆる人権侵害行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を行ってはならない。

２　市、事業者及び市民は、一体となって人権意識の醸成を図るとともに、人権侵害行為の防止に努めるものとする。

（基本計画）

第６条　市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本理念並びに人権教育及び人権啓発の推進、人権相談及び支援体制の充実その他人権施策を効果的に推進するために必要な事項を定める基本的な計画を策定するものとする。

附　則［令和6年3月7日公布］

この条例は、公布の日から施行する。